

参考資料4.議論の構図

ヒト受精胚の倫理的地位

「人の生命の萌芽」とする

「人」そのものではないが、「人の尊厳」という社会の基本的価値の維持のために、特に尊重されるべき

「人」と同じとする

受精の瞬間から、出生後の人と全く同様に胚自体が人としての尊厳を有する存在になっているとする考え方

「モノ」とする

机、本、眼鏡などの物体と同様なものとする考え方



ヒト受精胚を損なう取扱い

原則認められない(一致)

例外を認める見解

人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくものであるため、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるためのヒト受精胚の取扱いについては、一定の条件をみだす場合には、例外的に認めざるを得ない

3つの条件

1. 生命科学や医学の恩恵及びこれへの期待が十分な科学的合理性に基づいていること
2. 人への安全性に十分な配慮がなされること
3. 恩恵及びこれへの期待が社会的に妥当であること

例外を認めない見解

ヒト胚の地位を「人と同じ」とするならば、ヒト受精胚の滅失・廃棄やヒト受精胚を用いた研究は人の死を結果とするものと考えられ、許されない



生殖補助医療研究目的での作成・利用は容認される場合があり得る

生殖補助医療研究は、今後とも、生殖補助医療技術の維持や生殖補助医療の安全性確保に必要と考えられるこうした研究成果に今後も期待することには、十分科学的に合理性があるとともに、社会的にも妥当性がある

先天性の難病に関する研究目的での作成・利用は、将来必要性が生じた時点で改めて検討新たにヒト受精胚を作成してヒトES細胞を樹立する必要性は現時点ではない(余剰胚を利用する場合に限って認める現行の枠組みを維持)

生殖補助医療研究目的での作成・利用は「例外を認める3つの条件」を満たしているとは考えられず、容認できない



人クローン胚の倫理的地位

ヒト受精胚との間で取り扱いに倫理的差異を認めないとする見解

クローン技術規制法により禁止されているものの、胎内に移植すれば人になりうる可能性を有することから、ヒト受精胚と同様に「人の生命の萌芽」として位置付けられるべき

ヒト受精胚とは異なるとする見解

・核移植という自然界に存在しない人為的なプロセスによって作成される点で、受精という自然なプロセスを経て作成されるヒト受精胚と性質が異なる
・クローン技術規制法上、人クローン胚の子宮への移植が禁止されており、一般には生命の誕生を想定し得ない
・現在の技術水準では、一般にクローン胚が出生に至る可能性が受精胚よりはるかに低い



人クローン胚の作成・利用

現時点で容認すべきとする見解

原則認められないがヒト受精胚と倫理的地位が同等という位置づけから以下のことを条件に例外を認める

1. 生命科学や医学の恩恵及びこれへの期待が十分な科学的合理性に基づいていること。
2. 人への安全性に十分な配慮がなされること
3. 恩恵及びこれへの期待が社会的に妥当であること

容認を認めない見解

人クローン胚の地位を、胎内に移植すれば人になりうる可能性を有することから、ヒト受精胚と同様に「人と同じ」とするならば、その滅失・廃棄や研究は人の死を結果するものと考えられ、許されない



再生医療実現のための研究(基礎的研究に限る)は現時点で容認しうる

拒絶反応の回避のために有力と見られる人クローン胚由来ES細胞の利用に関する研究を並行して進めることに科学的合理性があると思われる

・ヒトクローン胚を用いる以外の他の方法による治療法の確立が100%確実ではない以上、患者のより早期の救済という社会理念に照らせば、再生医療のために有力な方法と考えられる人クローン胚の作成・利用についての研究への道を閉ざすことは、好ましいものではない
当面は作成法や培養法、分化の研究などの基礎的研究の範囲で行うことが合理的であり、臨床応用については更なる知見の集積を待ち、安全性の十分な確認の後開始する必要がある

現時点では認められないとする見解

再生医療へのクローン胚の応用についてはいまだ安全性も含め未知の部分が多く、そうした状況にあっては人クローン胚を用いた研究の必要性は十分とはいえず、認められるべきではない
・マウス等動物の受精胚およびクローン胚、また、ヒト受精胚から作成されたES細胞を用いた再生医療の研究を進め、それにより一定の知見が得られた時点で初めて人クローン胚を用いた研究が許されなければならない

